

令和4年度居宅介護支援事業者

運営指導結果報告書

藍住町健康推進課介護保険室

# 1 運営指導の実施状況

- 目的

本町では、介護保険法第23条の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営指導を実施する。

- 実施頻度

原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護サービス事業者等について行うものとしている。

## 2 令和4年度指導事業者数

サービス種類	実施数
居宅介護支援	2事業者
合計	2事業者

### 3 主な指導内容

#### (1)運営基準

##### 【運営規程】

番号	指摘事項
1	運営規程と重要事項説明書に記載されている内容が一致していない

##### 【令和6年4月1日から義務化となる項目】

番号	指摘事項
1	業務継続計画に関する事項が整備されていない (計画作成・周知・訓練・見直し 等)
2	虐待の防止に関する事項が整備されていない (運営規程に記載・委員会実施・指針の整備 等)
3	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策に関する事項が整備されていない(指針の整備・研修・訓練 等)

## 【重要事項説明書】

番号	指摘事項
1	苦情の受付窓口について、藍住町健康推進課介護保険室の電話番号が「088-637-3311」となっていない

## (2)人員基準

### 【従業者の員数】

特に指摘なし

## (3)介護給付費算定

### 【加算関係に係る指摘事項】

番号	指摘事項
1	通院時情報連携加算について、同意を得た上で実施したことが分かるよう支援経過等に記録できていない

## 4 まとめ

- 運営規程や重要事項説明書等の見直しができず、内容が現在に適していないものがありましたので、一度見直しをお願いします。
- 令和6年4月1日から義務化される項目が複数あり、全て実施できていた事業者がありませんでした。必ず令和5年度内に準備をお願いします。